

## 一般振替 DVP 制度要綱のアウトライン

平成 14 年 6 月  
保振機構企画部

### [ 要約 ]

一般振替 D V P 制度は、証券の引渡しに対応する資金の支払が確実に履行されることを目的とする。

一般振替 D V P 制度の運営は、保振機構が設立する子会社によって行われる。

証券の口座振替は、一件毎に処理し、資金決済は、参加者毎に、証券の振替の度に記録される支払額及び受取額をネットイングした後の差引額を、子会社との間で授受する方法で行う（グロス＝ネット型）。

万一、資金決済不履行が起きた場合、子会社は、予め準備する参加者基金と銀行与信枠を利用して資金を補填し、当日の資金決済の完了を図ることで、システミック・リスクの発生を防ぐ。

不履行の規模を予め準備する資金の範囲内に抑えるため、各参加者の差引支払額に限度額を設ける。

万一に備え、子会社は、参加者毎に、その差引支払額以上の評価額の処分可能な資産を、常に確保しておく。子会社は、補填に使用した資金の回収に充てるため、不履行参加者について確保していた資産を処分する。

子会社は、D V P 振替指図の処理を試みる都度、差引支払額の限度額及び資産の確保に関する確認を行い、条件に適合する場合にのみ保振機構において当該 D V P 振替指図に係る振替請求が処理される。

実施時期は、平成 1 5 年度中を目途とする（スキームの詳細の検討及びシステム開発の進捗等を勘案しつつ、可能な限り早期実現を図るものとする）。

（このアウトラインは、「一般振替 DVP 制度要綱」に記載された証券及び資金の決済プロセスを中心に略述したものである。

なお、この制度要綱に基づく一般振替 D V P の実施に当たっては、主務大臣の認可等並びに日銀当預取引、日銀ネット・オンライン接続及び国債振替決済制度の利用に関する日本銀行の承認を受けることが必要である。）

アウトライン	注
<p>・ DVP 参加者</p> <p>一般振替 DVP は、DVP 参加者（以下、「参加者」という。）が利用できる。</p>	<p>【DVP 参加者】保振機構参加者のうち、子会社に対して一般振替 DVP 利用の申請を行い、子会社による審査を経て認められた者</p> <p>【子会社】DVP 関連業務を行うために保振機構が設立する子会社（保振機構の参加者となることを予定）。</p>

## . DVP 振替の申込み

### 1 . DVP 振替指図

DVP 振替を行おうとする渡方及び受方は、子会社に対して所要の情報を伝達することにより、DVP 振替の申込みを行う。

受方は、ルールに則って、決済価額の支払を履行しなければならない。

### 2 . DVP 振替請求

子会社は、DVP 振替指図に基づき、保振機構に対して、渡方から子会社への振替請求及び子会社から受方への振替請求を行う。

. **証券の口座振替**：グロス・ベースで、保振機構において行われる。

### 1 . 概要

#### (1) 証券振替の「実行」

受け付けられた DVP 振替指図が振替実行条件をすべて満たしている場合には、渡方口座から子会社口座への振替が行われる。この過程を、証券振替の「実行」という。

#### (2) 証券振替の「完了」

振替の実行後、DVP 振替指図が振替完了条件のいずれかを満たした場合に、子会社口座から受方口座への振替が行われる。この過程を、証券振替の「完了」という。

### 2 . 振替実行条件

#### (1) 条件

受け付けられた DVP 振替指図が、次の ~ の振替実行条件を満たす場合にのみ、証券振替の実行が行われる。

【DVP 振替指図】証券の受渡し及び決済価額の授受を、一般振替 DVP を利用して行うことを内容とする指図。決済照合のシステムを経由して行われる必要がある。

【決済価額】振替の対象となる証券の対価

\* DVP 振替の場合には、資金決済の履行を確保した後に証券を受方口座へ振り替えるため、子会社の口座へ、一旦、証券を振り替える。

\* 条件を満たさない DVP 振替指図に係る DVP 振替請求は、振替システム中の再試行順番待ち行列に入れられる。

振替可能な証券残高があること。  
その振替により、受方の差引支払額が限度額を超えないこと。  
その振替により、渡方及び受方の余裕値が負にならないこと。

余裕値 = 確保資産の額 - 差引支払額

確保資産は、参加者毎に、次のイ) ~ 八) から構成される。

イ) 参加者基金へ預託している金額

ロ) 受入予定証券の評価額

ハ) 担保指定証券の評価額

## (2) 条件の充足を図る方法

参加者は、次の ~ の方法により、振替実行条件の充足を図ることができる。

決済促進送金（入金）の実施による差引支払額の減少

担保指定証券の増額による確保資産の増加

## 3. 証券振替の実行

子会社及び保振機構は、振替実行条件をすべて満たした DVP 振替指図に関し、次の ~ の記帳等を行う。

渡方口座から子会社口座への証券振替

受方への銘柄・数量等の通知

資金記録簿への以下の記帳

a) 受方に減額記帳、子会社に増額記帳

b) 渡方に増額記帳、子会社に減額記帳

## 4. 証券振替の完了

次の ~ のいずれかの条件が成就した場合には、受入予定証券の子会社口座から受方口座への振替が行われる。

【差引支払額】ある参加者につき、DVP 振替による支払額が受取額を超える場合の超過額。限度額は、振替の実績値に基づいて決定され、日々更新される。

【受入予定証券】ある参加者を受方とする DVP 振替指図に係る振替が実行され、子会社口座に保持された証券。受方の確保資産に算入され、振替可能残高の一部となる。

【担保指定証券】参加者が子会社へ担保として差し入れている証券。保振機構取扱有価証券及び振込国債を対象とする。

\* DVP による引渡しの実行も差引支払額を減少させる。

【決済促進送金（入金）】参加者による子会社当座勘定口座（日本銀行に設ける子会社の当座勘定口座）への入金

\* 資金記録簿には、決済促進送金の入金及び引落しについても記録される。

受方が行う他の参加者への振替請求等（DVP振替請求を含む）のために受入予定証券が充当される場合で、当該振替請求等が振替実行条件をすべて満たした。

受方が、差引受取参加者となった。

受方が、差引支払参加者となり、参加者決済額の支払を履行した。

・ **資金の授受**：ネット・ベースで、日銀当座勘定口座を通じて行われる。

### 1. 決済額

参加者は、その参加者決済額により決済を行う。

### 2. 参加者と決済銀行との間の資金の授受

決済銀行を通じて資金決済を行う参加者は、決済銀行との間で定めた方法により資金を授受する。

### 3. 日銀当座勘定における資金決済

#### (1) 受払金額

自己の日銀当座勘定口座を利用して資金決済を行う参加者は、参加者決済額により資金決済を行う。

他の参加者のために資金の受払いを行う決済銀行は、決済銀行受払額により資金決済を行う。

#### (2) 受払順序

資金の払方から子会社当座勘定口座への入金すべて完了した後、子会社当座勘定口座から資金の受方への入金を行う。

【差引受取（支払）参加者】参加者決済額が受超（払超）となった参加者

【参加者決済額】DVP証券振替終了後の差引支払額又は差引受取額

\*日銀当座勘定口座等の利用については、日本銀行の承認を得る必要がある。

\*決済銀行を利用する参加者の支払の履行は、その決済銀行の支払義務の充足によって確認される。

\*決済銀行を通じて資金決済を行う参加者は、直接的には決済銀行を相手方として資金を授受する。

【決済銀行受払額】その決済銀行自身及びそれを利用する参加者の参加者決済額の合計額

<p><b>・資金決済の不履行に係る対応</b></p> <p><u>1. 決済を完了させるための資金</u>  資金決済の不履行が発生した場合に備え、決済日当日の資金決済の完了を図るために、次のような準備を行う。  参加者基金（参加者からの預託金（現金））の受入れ  銀行からの与信枠の確保</p> <p><u>2. 不履行時の措置</u></p> <p>(1) 決済日当日  次の 及び の順に資金を供給し、決済日当日の資金決済を完了させる。  先ず参加者基金を利用して、不足額を埋める。  参加者基金で不足額を全て埋められなかった場合には、与信枠を利用して銀行からの借入れを行い、その不足分を補う。</p> <p>(2) 決済日の翌営業日  翌営業日の所定の時刻までに不履行参加者が差引支払額を完済できない場合には、確保資産の処分等により、決済日当日に充当した資金の回収を図る。</p> <p>(3) 純損失が発生した場合の措置  万一、確保資産の処分等によっても埋めきれない損失が発生した場合には、不履行参加者に対して DVP による証券の引渡しを行った参加者が、その引渡しに係る決済価額の総額の割合に応じて不足額を負担する。</p>	<p>* 十分な流動性を確保し、システミック・リスクの最小化を図る。</p> <p>* 参加者基金の参加者毎の所要預託額は、過去の振替実績等に基づいて決定され、毎月更新される。</p> <p>* 参加者基金及び銀行借入れをすべて利用してもなお埋められない不足額がある場合には、資金の受方となる参加者に対し支払いの猶予を求める。</p>
---	---

以 上